

ASEAN知的財産権行動計画 2016-2025

日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所知的財産部

高田 元樹、澤井 容子、石川 勇介

1. はじめに

ASEAN知的財産協力作業部会（AWGIPC）は、ASEAN諸国の知財局から構成されたASEAN域内における知財に係る課題を担当する作業部会であり、1996年に設立された。2004年より、AWGIPCの取組みは、ASEAN域内における知財制度の確立をめざしたASEAN知的財産権行動計画2004-2010（ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2004-2010）とASEAN著作権協力行動計画に基づいて実施されてきた。2011年からは行動計画はASEAN知的財産権行動計画2011-2015（以下、行動計画2011）に一本化され、AWGIPCは、この行動計画2011に基づいて取組みを実施してきた。このように、ASEANにおける知財の方向性を見極める上でASEAN知的財産権行動計画は重要な役割を果たしている。

本稿では、2016年以降の行動計画であるASEAN知的財産権行動計画2016-2025（以下、行動計画2016）に基づいて今後のASEANにおける知財の方向性を論じるべく、まずは2015年に終了した行動計画2011の概要・実施状況について説明する。そして、2016年12月にバンコクで行われたタイ知財局主催のASEAN知財行動計画会議の配布資料に基づいて、行動計画2016の概要を説明し、行動計画2011との比較を行う。最後にこの比較結果に基づいてASEANにおける知財に係る今後の課題・展望について説明する。

2. ASEAN知的財産権行動計画2011-2015について

2.1 概要

同計画は、2010年までの計画であったASEAN知的財産権行動計画2004-2010（以下、行動計画2004）やASEAN著作権協力行動計画、またアセアン経済共同体（AEC：ASEAN Economic Community）ブループリントにおける作業計画を踏まえ、2015年のASEAN経済統合の加速化を見据えて策定されたものである。行動計画2004ではASEAN知財庁の設置が提案されていたが、この行動計画2011では、ASEANの多様性を維持し各加盟国の発展状況の違いを考慮しつつ、独自のASEAN知的財産制度の確立を目指すとし、大きくかじ取りの方向性が変わっ

た。ASEAN各国の経済事情も知財の発展状況も異なるという事情の下、このようなゆるやかな統合を目指すという方向性はこの後で説明する行動計画2016にも引き継がれることになる。

この計画2011では、下記の5つの戦略的目標が策定された。

戦略的目標（1）：

各加盟国の発展状況及び国内知的財産庁の制度的能力の違いを考慮しつつ、知的財産の使用者・創作者のニーズに応じて、これら知的財産庁による知的財産サービスの迅速化・品質向上・簡素化を達成するバランスのとれた知的財産制度を確立する。

戦略的目標（2）：

知的財産分野において増大する需要に応えるため、国内又は域内の法律・政策の整備と各加盟国の状況に応じた国際知的財産制度へ参加する。

戦略的目標（3）：

域内固有の商品・サービス及び域内創作者の著作物の保護を考慮しつつ、革新・発展のためのツールとなるような知的財産の形成・意識向上・活用の体系的な推進と知識へのアクセスを促す技術移転の支援によって域内利益を増大させる。

戦略的目標（4）：

加盟国の能力構築及び域内ステークホルダーのニーズ提言を目的として、国際知的財産社会へ積極的に参加するとともに対話パートナー・関係機関との関係を強化する。

戦略的目標（5）：

域内知的財産庁の人材・組織能力の向上を目的として、加盟国間の関係を強化するとともに協力を深化する。

さらに、これらの戦略的目標を実行するための28のイニシアティブが設けられた。これらのイニシアティブのうち、特にイニシアティブ14には「2015年までに、全加盟国による標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドプロ）の締結」と規定され、具体的な数値目標が掲げられている点で非常に建設的なものであった。その他にも、ハーグ協定への加盟国中7か国の加盟（イニシアティブ15）やASPECが特許出願のうち5%以上となること（イニシアティブ2）等も数値が具体的に明記されている。こ